

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年6月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100585号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200021号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成14年11月1日から同年12月1日までの期間、平成15年1月1日から同年3月1日までの期間、平成15年4月1日から平成16年9月1日までの期間及び平成23年4月1日から平成25年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成14年11月、平成15年1月及び同年2月、平成15年4月から平成16年8月までは24万円から26万円、平成23年4月から平成24年8月までは19万円から24万円、平成24年9月から平成25年3月までは19万円から22万円とする。

平成14年11月、平成15年1月及び同年2月、平成15年4月から平成16年8月まで、平成23年4月から平成25年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年11月、平成15年1月及び同年2月、平成15年4月から平成16年8月まで、平成23年4月から平成25年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年9月1日から平成26年4月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成20年9月から平成21年5月までは30万円から32万円、平成21年6月から平成24年8月までは24万円から26万円、平成24年9月から平成25年3月までは22万円から28万円、平成25年4月から同年8月までは19万円から28万円、平成25年9月から平成26年3月までは19万円から36万円とする。

平成20年9月から平成26年3月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成23年4月から平成25年3月までの期間については、上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 1 月 21 日から平成 26 年 4 月 29 日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求期間のうち、平成 14 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間について、請求者のA社における標準報酬月額は、平成 14 年 11 月、平成 15 年 1 月及び同年 2 月、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までは 24 万円、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までは 19 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票の写し（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 14 年 11 月、平成 15 年 1 月及び同年 2 月、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月まで及び平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 26 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 28 万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 14 年 11 月、平成 15 年 1 月及び同年 2 月、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までは 26 万円、平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 24 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 22 万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 14 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 14 年 11 月、平成 15 年 1 月及び同年 2 月、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までは 26 万円、平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 24 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主からは、平成14年11月、平成15年1月及び同年2月、平成15年4月から平成16年8月まで、平成23年4月から平成25年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、上述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成14年11月1日から同年12月1日までの期間、平成15年1月1日から同年3月1日までの期間、平成15年4月1日から平成16年9月1日までの期間及び平成23年4月1日から平成25年4月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、請求期間のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間、平成15年3月1日から同年4月1日までの期間、平成16年9月1日から平成23年4月1日までの期間及び平成25年4月1日から平成26年4月29日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成14年10月及び平成15年3月は24万円、平成16年9月から平成18年8月までは26万円、平成18年9月から平成19年8月までは28万円、平成19年9月から平成21年5月までは30万円、平成21年6月から平成23年3月までは24万円、平成25年4月から平成26年3月までは19万円と記録されているところ、上述の給料支払明細書等により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額又は報酬月額に相当する標準報酬月額（平成14年10月は24万円、平成15年3月及び平成16年9月から平成18年8月までは26万円、平成18年9月から平成19年8月までは28万円、平成19年9月から平成20年8月までは30万円、平成20年9月から平成21年5月までは32万円、平成21年6月から平成23年3月までは26万円、平成25年4月から同年8月までは28万円、平成25年9月から平成26年3月までは36万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成14年10月は24万円、平成15年3月は20万円、平成16年9月から平成17年9月までは26万円、平成17年10月から平成18年8月までは28万円、平成18年9月から平成19年2月までは26万円、平成19年3月から平成21年1月までは28万円、平成21年2月から平成22年8月までは22万円、平成22年9月から平成23年1月までは20万円、平成23年2月及び同年3月は24万円、平成25年4月から平成26年3月までは18万円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

3 また、請求期間のうち、平成14年1月21日から同年10月1日までの期間及び平成14年12月1日から平成15年1月1日までの期間について、請求者の

標準報酬月額が24万円と記録されているところ、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料控除額について、事業主からは回答がなく、請求者は、給与明細書等の資料を保管していない旨陳述しており、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成14年1月21日から同年10月1日までの期間及び平成14年12月1日から平成15年1月1日までの期間について、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成14年1月21日から同年10月1日までの期間及び平成14年12月1日から平成15年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、平成20年9月1日から平成26年4月29日までの期間について、上述の給料支払明細書等により確認できる標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、平成20年9月から平成26年3月までの標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成20年9月から平成21年5月までは32万円、平成21年6月から平成24年8月までは26万円、平成24年9月から平成25年8月までは28万円、平成25年9月から平成26年3月までは36万円とすることが必要である。

なお、平成20年9月から平成26年3月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成23年4月から平成25年3月までの期間については、上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100590号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200023号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年10月3日から昭和61年9月11日に訂正し、昭和61年9月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月11日から同年10月3日まで

B社から同社のグループ会社であるA社に異動したが、B社の厚生年金保険被保険者記録とA社の厚生年金保険被保険者記録の間に記録のない期間がある。

請求期間について、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録及び請求者と一緒にB社からA社に異動した旨陳述する同僚から提出された辞令によると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は、昭和61年8月5日に設立され、請求期間当時に法人であったことが確認できる上、B社において昭和61年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和61年10月3日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が請求者を含めて6名おり、雇用保険の記録によると、当該6名は、同社が新たに雇用保険の適用

事業所となった昭和 61 年 9 月 11 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、請求期間に雇用保険の記録が確認できることから、同社は、請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、上述の請求者と同様に B 社において昭和 61 年 9 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 61 年 10 月 3 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から提出された給与支給明細表及び B 社の事業を継承している C 社の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

加えて、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和 61 年 10 月の記録から、47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散し、当時の事業主は死亡しているため、昭和 61 年 9 月に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得ることはできないものの、昭和 61 年 9 月において、同社は厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていながら、厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 61 年 9 月 11 日から同年 10 月 3 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100589号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年9月1日から平成5年8月1日まで

請求期間について、A社から支払われていた給与の手取り額は毎月30万円ほどであったが、未払となっている給与額を含めた各月の給与額は少なくとも100万円以上であった。厚生年金保険の標準報酬月額を正しく記録してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間に係る請求者の標準報酬月額は、昭和63年9月から平成元年9月までは18万円、平成元年10月から平成2年1月までは38万円、平成2年2月から平成3年8月までは30万円、平成3年9月から平成4年9月までは34万円、平成4年10月から平成5年7月までは36万円となっていることが確認できる。請求者は、当該期間に未払となっている給与額を含めた各月の給与額は100万円以上であった旨主張し、訂正請求している。

しかしながら、請求期間に係る請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額について、B社の事業主は、請求期間に係る資料の保管がないことから、不明である旨回答している上、課税庁は、保存期間満了のため請求期間に係る税務関係資料がない旨回答している。

また、請求者は、給与明細書を事業主から渡されていなかった旨陳述しており、平成元年2月分給与のみ、給与明細を記載してもらったとする資料を所持しているところ、当該資料によると、給与の手取り額52万8,077円が記載されているものの厚生年金保険料控除額の記載がない。

さらに、請求者から提出された資料及び同僚の回答からは、請求期間当時、A社における請求者の販売額が高額であったことがうかがえるものの、請求者が主張する未払の給与額を含めた請求期間に係る各月の報酬月額及び事業主により給与から源泉控除されていた厚生年金保険料を確認又は推認することができな

い。

加えて、請求期間に係る請求者のオンライン記録の標準報酬月額は、遡って訂正されるなど不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。